

資料3

法務省における女性職員の採用・登用拡大計画

〔平成13年11月29日
法務省男女共同参画推進本部決定〕

人事院事務総長通知「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成13年5月21日付け人企-352、以下「指針」という。）に基づく当省（公安調査庁を除く。以下同じ。）における女性職員の採用・登用拡大計画は、次のとおりとする。

第1 本計画の位置付け

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行されたことを受け、政府は、平成12年12月、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す男女共同参画基本計画を閣議決定した。同計画中においては、人事院において、女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針を策定することとされ、また、各府省において、同指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に施策を促進することとされている。

これを受け、平成13年5月、人事院から指針が発出されたことから、当省においても、これらの趣旨を踏まえて、職業生活と家庭生活の両立に必要な支援策などを講じつつ、意欲と能力のある女性職員の採用・登用の拡大に資する施策を積極的に推進していく必要がある。

本計画は、指針に基づき、当省における女性職員の採用・登用の現状を把握・分析した上で、2005年度（平成17年度）までの目標を設定し、目標達成のための具体的取組等を定めるものである。

第2 現状の把握及び分析

1 採用状況

(1) 現状把握

ア I種試験、II種試験及びIII種試験からの採用者（資料1）

平成12年度の採用者は次のとおりである。

I種試験 22人（うち女性10人（45.5%））

II種試験 292人（うち女性83人（28.4%））

III種試験 101人（うち女性41人（40.6%））

平成13年度の採用者（平成13年7月末日現在）は次のとおりである。

I種試験 22人（うち女性10人（45.5%））

II種試験 313人（うち女性90人（28.8%））

III種試験 113人（うち女性43人（38.1%））

イ 検察官（資料2）

平成12年度の採用者は次のとおりである。

検事	143人（うち女性26人（18.2%））
副検事	38人（うち女性0人（0.0%））

平成13年度の採用者は次のとおりである。

検事	76人（うち女性20人（26.3%））
副検事	37人（うち女性0人（0.0%））

(2) 現状分析

ア I種試験、II種試験及びIII種試験からの採用者

当省において平成12年度に採用された者に占める女性の割合を平成11年度採用試験の合格者に占める女性の割合と比較すると、

I種試験においては、合格者が14.4%であるのに対して、45.5%、
II種試験においては、合格者が27.0%であるのに対して、28.4%、
III種試験においては、合格者が39.8%であるのに対して、40.6%
となっている。

平成13年度に採用された者に占める女性の割合を平成12年度採用試験の合格者に占める女性の割合と比較すると、

I種試験においては、合格者が14.8%であるのに対して、45.5%、
II種試験においては、合格者が26.8%であるのに対して、28.8%、
III種試験においては、合格者が38.3%であるのに対して、38.1%
となっている。

すなわち、I種試験については、いずれの年度も当省の採用者に占める女性の割合が合格者に占める女性の割合を大きく上回っている。

II種試験については、いずれの年度も当省の採用者に占める女性の割合が合格者に占める女性の割合をやや上回っている。

III種試験については、平成12年度においては当省の採用者に占める女性の割合が合格者に占める女性の割合をやや上回っているが、平成13年度においては、わずかに下回っている。

イ 検察官

当省の特別の機関である検察庁においては、検事については、主として司法修習を終了した者から選考採用し、副検事については、一定の条件を満たす者から選考採用している。

採用された検事に占める女性の割合は、平成12年度は18.2%、平成13年度は26.3%となっている。

副検事については、副検事選考に応募し、選考された者を、ほぼ例外なく副検事として採用しているが、女性の応募者が少ないことから、採用者に占める女性の割合も、それに依りて低くなっている。こうした事情を反映して、平成12年度及び平成13年度とも女性副検事の採用者はいない。

2 在職状況

(1) 現状把握

- ア 行政職（一）、公安職（一）及び公安職（二）適用職員（資料3）
- イ 検察官（検事）（資料4）

(2) 現状分析

- ア 行政職（一）、公安職（一）及び公安職（二）適用職員

当省における女性職員の割合を、職務の級（各役職段階）別に、当該俸給表適用職員全体における女性職員の割合と比較すると、

行政職（一）適用職員については、

総数においては、全体の17.1%に対して、22.5%、

1～3級においては、全体の29.0%に対して、40.1%、

4～6級においては、全体の14.6%に対して、15.7%、

7・8級においては、全体の5.2%に対して、5.7%、

9～11級においては、全体の1.3%に対して、1.4%

となっており、どの役職段階においても、当省における女性職員の割合は全体における割合を上回っている。

公安職（一）適用職員については、

総数においては、全体の5.0%に対して、5.4%、

1～3級においては、全体の6.0%に対して、6.1%、

4～6級においては、全体の2.9%に対して、2.8%、

7・8級においては、全体の1.3%に対して、2.1%、

9～11級においては、全体の0.7%に対して、1.9%

となっており、4～6級を除いて、当省における女性職員の割合は全体における割合を上回っている。

公安職（二）適用職員については、

総数においては、全体の8.3%に対して、14.5%、

1～3級においては、全体の12.7%に対して、20.8%、

4～6級においては、全体の7.1%に対して、13.2%、

7・8級においては、全体の1.5%に対して、2.8%、

9～11級においては、全体の1.4%に対して、4.9%

となっており、どの役職段階においても、当省における女性職員の割合は全体における割合を上回っている。

- イ 検察官（検事）

役職者の女性の割合は3.0%となっている。

第3 採用の拡大

1 目標の設定

(1) I種試験, II種試験及びIII種試験からの採用者

I種試験からの採用者について, 2005年度まで採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る現在の状況を維持するものとする。

II種試験及びIII種試験からの採用者について, 2005年度までの5年間を通算して, 採用者に占める女性の割合を, II種30%, III種40%を上回ることを目標に採用の拡大に努めるものとする。

(2) 検察官

検事の選考採用において, 女性の積極的な採用に努めるものとする。

副検事の選考採用において, 女性の選考への応募を促進する方策を講じるよう努めるものとする。

2 具体的取組

(1) 人事院等と協力しつつ, 募集パンフレット等において女性職員を積極的に取り上げるなど, 有為な女性を公務に誘致するための募集活動を推進する。

(2) 選考採用においても, 女性の積極的な募集を行う。

(3) 採用時の配置について, 男女で偏りのないよう配慮するものとする。

(4) 採用担当面接官をはじめ採用に関わる職員の意識啓発を行う。

第4 登用の拡大

1 目標の設定

(1) 行政職(一), 公安職(一)及び公安職(二)適用職員

2005年度の各役職段階(各俸給表の1~3級を除く。)における女性の割合を, 現状よりそれぞれ1割増加させることを目標に登用の拡大に努めるものとする。具体的には, 2005年度の女性の割合を,

行(一)4~6級については, 2000年度の15.7%から17.3%に,

行(一)7・8級については, 2000年度の5.7%から6.3%に,

行(一)9~11級については, 2000年度の1.4%から1.5%に,

公(一)4~6級については, 2000年度の2.8%から3.1%に,

公(一)7・8級については, 2000年度の2.1%から2.3%に,

公(一)9~11級については, 2000年度の1.9%から2.1%に,

公(二)4~6級については, 2000年度の13.2%から14.5%に,

公(二)7・8級については, 2000年度の2.8%から3.1%に,

公(二)9~11級については, 2000年度の4.9%から5.4%に

するよう努めるものとする。

(2) 検察官(検事)

2005年度の役職者の女性の割合を, 現状より1割増加させることを目標に

登用の拡大に努めるものとする。具体的には、2005年度の役職者の女性の割合を、2000年度の3.0%から3.3%にするよう努めるものとする。

2 具体的取組

- (1) 人事院及び当省の実施する業務研修、登用に資することを目的とした研修等へ意欲と能力のある女性職員を積極的に参加させるよう努める。
- (2) 女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努める。
- (3) 職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員の職務経験の付与について、男女で偏りのないよう配慮するものとする。
- (4) 管理職員及び人事に関わる職員の意識啓発を行う。

第5 勤務環境の整備等

- 1 女性職員の採用・登用の拡大を図るため、超過勤務の縮減策を含め、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する。
- 2 管理職員を始め、全職員を対象に、男女共同参画の実現に向けての意識啓発に努める。また、そのための研修等の実施に努める。
- 3 人事院の実施する男女共同参画の実現に向けての意識啓発を推進する研修等への職員の参加機会の確保に努める。
- 4 育休取得職員の代替要員の確保に努めるなど、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備に努める。
- 5 職員に官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる職員がいるときは、その状況に配慮するよう努める。

第6 計画の推進体制等

- 1 大臣官房人事課長を、指針6・にいう当省の「女性職員の採用・登用拡大担当者」とする。
- 2 省内各組織（法務（本省大臣官房訟務部門、民事局及び人権擁護局並びに法務局）、検察（本省刑事局及び検察庁）、矯正（本省矯正局及び矯正官署）、保護（本省保護局及び更生保護官署）及び入管（本省入国管理局及び地方入国管理官署））を特に担当する者として、民事局総務課長、刑事局総務課長、矯正局総務課長、保護局総務課長及び入国管理局総務課長を指名し、これらの者及び大臣官房人事課長を構成員とする「女性職員の採用・登用拡大推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 3 少なくとも年1回、計画の内容及び進捗状況の把握・分析及び評価を行うため、推進会議を開催する。
- 4 本計画は、当省における女性職員の採用・登用の拡大の進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

法務省 女性職員の採用・登用の現状把握及び分析

◎ 採用状況

(資料1) 法務省における男女別・試験別採用状況

採用年度 試験		平成12年度 (平成11年度試験)	平成13年度 (平成12年度試験)
		I	当省採用者 22 (10) [45.5]
種	試験合格者	1,252 (180) [14.4]	1,228 (182) [14.8]
	II	当省採用者 292 (83) [28.4]	313 (90) [28.8]
種	試験合格者	6,072 (1,642) [27.0]	6,123 (1,638) [26.8]
	III	当省採用者 101 (41) [40.6]	113 (43) [38.1]
種	試験合格者	5,270 (2,095) [39.8]	6,293 (2,413) [38.3]
	計	当省採用者 415 (134) [32.3]	448 (143) [31.9]
試験合格者		12,594 (3,917) [31.1]	13,644 (4,233) [31.0]

- (注) 1 ()内は女性を内数で示し、【 】内は総数に対する女性の割合である。
 2 平成13年度採用者数は、平成13年7月末日現在の数を取りまとめたものである。
 3 試験合格者数は、人事院調べ。
 4 法務教官採用試験、刑務官採用試験及び入国警備官採用試験の合格者及び採用者は計上していない。

(資料2) 検察官の男女別採用状況

採用年度		平成12年度	平成13年度
検事	採用者	143 (26) [18.2]	76 (20) [26.3]
副検事	採用者	38 (0) [0.0]	37 (0) [0.0]

(注) ()内は女性を内数で示し、【 】内は総数に対する女性の割合である。

◎ 在 職 状 況

(資料3) 法務省における男女別・役職段階別在職状況 (平成13年1月15日現在)

1 行政職 (一)

役職段階	1～3級	4～6級	7・8級	9～11級	計
当 省	6,069 (2,432) [40.1]	6,963 (1,094) [15.7]	3,153 (181) [5.7]	347 (5) [1.4]	16,532 (3,712) [22.5]
全府省	73,277 (21,215) [29.0]	106,852 (15,591) [14.6]	40,469 (2,097) [5.2]	7,996 (106) [1.3]	228,594 (39,009) [17.1]

2 公安職 (一)

役職段階	1～3級	4～6級	7・8級	9～11級	計
当 省	13,705 (842) [6.1]	2,344 (65) [2.8]	894 (19) [2.1]	215 (4) [1.9]	17,158 (930) [5.4]
全府省	14,488 (875) [6.0]	3,147 (90) [2.9]	1,283 (17) [1.3]	859 (6) [0.7]	19,777 (988) [5.0]

3 公安職 (二)

役職段階	1～3級	4～6級	7・8級	9～11級	計
当 省	4,056 (845) [20.8]	5,776 (763) [13.2]	1,302 (36) [2.8]	265 (13) [4.9]	11,399 (1,657) [14.5]
全府省	8,540 (1,087) [12.7]	10,696 (755) [7.1]	2,725 (40) [1.5]	958 (13) [1.4]	22,919 (1,895) [8.3]

(注) 1 () 内は女性を内数で示し, [] 内は総数に対する女性の割合である。

2 当省に関するデータは, 平成13年1月15日現在のものである。

3 全府省に関するデータは, 「平成11年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(平成12年3月31日現在) に基づく。

(資料4) 検事の男女別・役職者非役職者別在職状況 (平成13年1月15日現在)

	非役職者	役職者	計
検 事	974 (139) [14.3]	369 (11) [3.0]	1,343 (150) [11.2]

(参考) 検事の男女別・経験年数別在職状況 (平成13年1月15日現在)

経験年数	～4	～9	～14	～19	～24	～29	～34	35～	計
検 事	445 (79) [17.8]	302 (37) [12.3]	160 (16) [10.0]	147 (8) [5.4]	144 (7) [4.9]	100 (3) [3.0]	38 (0) [0.0]	7 (0) [0.0]	1,343 (150) [11.2]

(注) 1 () 内は女性を内数で示し, [] 内は総数に対する女性の割合である。

2 役職者とは, 検事総長, 次長検事, 最高検部長, 最高検検事, 検事長, 高検次席, 高検部長, 高検支部長, 高検検事, 検事正, 地検次席, 地検部長, 地検副部長及び地検支部長をいう。